平成２９年３月１６日発行･第９号

[東南支部だより]

[支部事務所]〒861-8045　熊本市東区小山２丁目 20 番２７号(山内事務所)

[メール] kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp　[電話]096-335-7251

巻　頭　言

熊本東南支部　支部長　山内 悟司

復旧･復興 VS 行政書士

熊本地震発生後 10 ヶ月を経過しました。会員の皆様におかれましては個々に又は業務を通じて、地域の復旧･復興に尽力されていることと思います。引き続き更なるご尽力をお願い申し上げます。被災された会員や地域の早急な復旧･復興を祈念します。

頑張ろう熊本！！頑張ろう熊本県行政書士会東南支部（会員）！！

今回の熊本地震に関し多くの方から、激励の言葉や支援をいただき、有り難うございました。職場を共にした大阪の友人からの激励に対し、私は、次のような返信（近況報告）をしました。

おおい　元気です。熊本から。

早速　応援ありがとう。家族４人プラス犬一匹無事です。

震源地から直線で６キロメートルと離れていた（？）ことから、自宅屋根瓦･壁･室内など一部損壊です。

今 後 の 行 事

[4 月 28 日（金）]

定時総会

15：30～16：45

場所：城彩苑

多目的交流施設

懇親会

17：00～

場所：阿蘇庭 山見茶屋

会費：6,000 円
（うち支部から 3,000 円の補助あり）

余震が続く中、これで終わればと思っています。

ライフライン、電気は停電なし、水道は 4 月 26 日から普通に使用。水や電気の有り難さを痛感します。車生活も終わり自宅で生活しています。

税理士・行政書士事務所は、クラウドコンピュウター会計のため、クライアントにご迷惑をかけることなく、営業しています。行政書士業務では、罹災証明書申請のボランテアを考えています。最後に、季節柄ご自愛されますことを祈念します。（H28.4.29）

震災の復旧・復興のスタートは、罹災証明書からと言われています。

平成 29 年 1 月 12 日現在、熊本日日新聞は、“熊本地震に伴う家屋被害の認定調査と罹災証明書の交付状況（熊本県まとめ）”を掲載しました。これによると、県全体で家屋の被害認定 1 次調査依頼 196,076 件（実施 201,099 件）、同 2 次調査依頼 54,253 件（実施 52,386 件）、再調査依頼 3,495 件（実施 2,836 件）となっています。

また、罹災証明書の交付状況は、交付総数 188,980 件、罹災区分別に見ますと、全壊 12,957 件、大規模半壊 12,072 件、半壊 50,229 件、一部損壊 113,722 件となっています。申請の総件数に当たる 1 次調査の依頼件数は 196,076 件、交付済み 188,980 件、未交付 6,888 件（無被害 211 件含む）となっています。罹災証明では申請を受けた市町村が被災家屋を調べ、被害を認めた場合には「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の 4 段階で判定し、証明書を交付することとしています。昨年末に一部損壊世帯へ義援金を支給する手続きが始まってから、申請件数は増加しているとのことです。

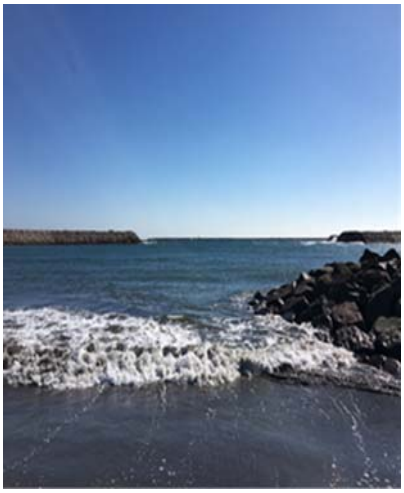

会 務 日 誌

[8 月 30 日（火）]
理事会　10：00～12：00
於：会議室
相談員募集・支部だより発送

[10 月 5 日（水）]
無料相談会　9：30～16：00
於：熊本東区役所

[10 月 6 日（木）]
無料相談会　9：30～16：00
於：熊本南区役所

[12 月 6 日（火）]
理事会　14：00～16：00
於：会議室
研修会、選挙管理委員会について

会員におかれましては、通常業務に加え、発生直後の罹災証明書の申請代行からグループ補助金申請、その他震災関連の業務に邁進され従来に益して充実した業務、強いては社会貢献へ繋がったと強く感じるところです。

個人的には、1 月 19 日に罹災に関する 2 次調査を受け、担当官に被災状況のご説明を行ったところです。判定結果については、事前に告げられましたが正式には、2～3 週間後に発行(交付)される“罹災証明書”によることとなります。やっとスタートしたところです。

20 年前、平成 7 年 1 月 17 日阪神大震災が発生しました。当時、私は大阪勤務（いわゆる逆単身、妻・子は熊本居住）のため、震災発生の前日に熊本から大阪へ帰り翌日甚大な災害に直面しました。

職場では、直ちに地震対策司（指）令室が設置され、当面の課題は所得税確定申告時期の対応をどのようにするかでした。当時、私は、そのメンバーとなり 6 ヶ月近く数時間の睡眠で対応したと記憶しています。

今回は、行政面から離れていますが、従前の震災で得た知識・教訓を活かし、“士業”の観点から、できる範囲で対応しているところです。今後とも、会員の皆様と共に熊本の復旧・復興を支援していきたいと考えていますので宜しくお願いします。

会 務 日 誌

[1 月 26 日（木）]
合同研修会準備

10：00～11：00

於：会議室

[1 月 27 日（金）]
三支部合同研修会

14：00～17：00

於：城彩苑 多目的交流施設

懇親会

於：阿蘇庭 山見茶屋

[3 月 2 日（木）]
理事会・選挙管理委員会

14：00～16：00

於：会議室

選挙、定時総会ついて

最後に一言（専門士業支援）

“熊本地震により住宅や家財などに損害を受けられた方へ”として、国税局・税務署は、所得税の控除や減免について、チラシやホームページでお知らせしています。

確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる場合がある旨説明しています。

特に、建物や家財などの損害額の計算は、通常複雑ですが、被災者の利便を考慮した、簡単な計算で、災害による建物や家財等の損害額を計算する簡便法が掲載されています。

利用するに当たって、準備する資料など、①罹災証明書　②建物の取得日・床面積、③建物や家財の受取保険金額の 3 点です。詳細については、国税局ホームページ又は税務署の事前説明会を利用してください。

事例として、簡便法適用した家財の損害額の計算例をご紹介します。

準備する資料などは、前掲の①罹災証明書と③家財の受取保険金額です。

●“家財の損害額”の計算事例

前提条件：夫婦世帯（年齢 50 歳以上）・罹災証明書（半壊）・家財の保険金なし。

損害額の計算　**ポイント：罹災証明書の被害区分により被害割合が変ります。**

1. 家財などの損害額の計算
   - ①家族構成別家庭用財産評価額：世帯主年齢５０歳以上 1150 万円。
   - ②被害割合：罹災証明書半壊　50%
   - 損害額 575 万円（①×②）＝1150 万円×50%―保険金 0

2. 簡便法の家庭用財産評価額表・被害割合表（一部抜粋）

①家族構成別家庭用財産評価額表

世帯主の年齢	夫婦	独身	備考
～29 歳	500 万円	300 万円	大人（年齢 18 歳以上）1 名につき 130 万円加算、子供 18 歳未満 1 名につき 80 万円加算。
30～39	800 万円		
40～49	1100 万円		
50～	1150 万円		

②被害割合表

区分	被害区分	被害割合	
		住宅	家財
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊など	100%	100%
	半壊	50	50
	一分破損	5	5

注　建物の損害額は、「地域別・構造別の工事費用表」（掲載省略しています。）により簡単に計算することができます。

［東南支部ニュース］

★★東区役所・南区役所無料相談会のご報告★★

【東区役所】 10 月 5 日（水）午前 9 時 3 0 分～午後 4 時

相談員　小山和郎、倉田千代喜、下村博、悦揮代丈

相談件数　3 7 件

【南区役所】 10 月 6 日（木）午前 9 時 3 0 分～午後 4 時

相談員　小山和郎、倉田千代喜、悦揮代丈、鬼塚亜李

相談件数　17 件

今年度は、例年、相談会場として使用させていただいている 1 階ロビーに、両区役所とも依然として震災関連のブースが設けられており、そのため、南区役所では 2 階の狭い相談スペースでの相談となったにもかかわらず、過去最高の相談件数となりました。

東区役所では職員の方が罹災証明書の発行でも使用されている番号札＋一覧表記載方式の準備をしていただいたこともあり、スムーズに相談者を誘導することが出来ました。

相談内容については、遺言・相続、成年後見についての相談に加え、今年度はやはり地震に関連した不動産、税金関係の相談も見受けられました。また、相談会を知るきっかけは、圧倒的に市政だよりが多数を占めました。

★★支部研修会のご報告★★

当支部では、下記のとおり平成２８年度第１回研修会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

日　時　　平成２９年１月 27 日（金）１４時００分～１７時 00 分

会　場　　城彩苑　多目的交流施設（熊本市中央区二の丸 1-1-1）

内　容　　14：15～15：15

「動物愛護管理法について」

講　師　村井　智宏　熊本中央支部会員

15：30～16：30

「自筆証書遺言と遺言能力の実務例」

講　師　袋田　隆晴　熊本北西支部会員

本研修会は、熊本中央支部・熊本北西支部と合同で開催し、出席者は東南支部１５名、中央支部１６名、北西支部１３名の合計４４名の出席がありました。

研修会終了後は、阿蘇庭 山見茶屋にて懇親会を行いました。34 名が出席し、交流を深めました。

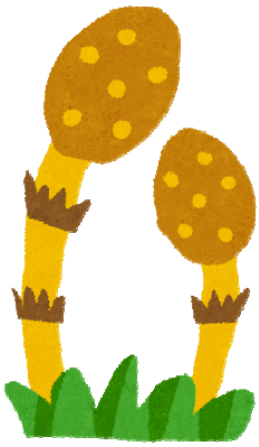

投稿のお願い

①支部活動への希望・提言

②おるが町・わたしの町（東区・南区の名所・穴場紹介）

③私のオフタイム、私のライフワーク、私の趣味

④サークルの呼びかけ

⑤私は以前こんな仕事をしていました（前職の思い出）

⑥行政書士業務でこんな変わった仕事をしました…などなど、あなたの投稿をお待ちしています。

［自転車とともに過ごす日々］

森田　知晴

初めまして。今年 3 年目を迎えるハル行政書士事務所の森田です。

私の趣味は 3 つあります。事務所のリフォーム、本を読むこと、自転車に乗ることです。

その中から、今回は自転車について紹介したいと思います。最近はロードと呼ばれる自転車に乗る人も増え、街中でもよく見かけるようになりました。

楽しくなきゃ自転車じゃないってのが私の基本的な考えです。早く走る必要はないです。長い時間乗って、思いの外遠くへ行ってしまって、泣きそうになりながら自転車をこぐのが楽しいです。

正直に言えば、泣きそうになっている時は後悔しかありませんが、それでも何とか家に帰ってきたときにはその苦労を忘れて「あれっ？もう帰ってきちゃったの？もう少し遠いところまで行ってもよかったな」という少し寂しいというか物足りない感じがしてしまうんですよね。それが自転車をやめられない理由なんだと思います。

今私が乗っている自転車はこれです。

Bruno の 20 インチのロード。ミニベロって言われるタイヤの小さい種類の自転車です。

タイヤの小さい自転車は乗り出しのよっこらしょって感じが小さいです。町中のストップアンドゴーを繰り返す環境では、ミニベロがおすすめです。さらにドロップハンドルで、前傾がきついので慣れが必要でしょうが、「ペダルをこいだらこいだ分だけ加速していく」のがわかります。短い時間ですが、風になった気がします。

その代わり、長距離を移動するのに向いていません。長距離を移動するのはやはり、タイヤの大きな自転車が向いています。実際、このミニベロで 100 キロを超える距離を走ると、「ペダルをこいでもこいでも前に進まない」です。

ミニベロはタイヤが小さい分、収納スペースが少なくて済むというメリットもあります。この自転車は折り畳みではないですが、これなら玄関に入るだろうという目論見で買ったのです。実際に玄関にぴったりでした。

しかし、、、。最初の頃は同居の家族も何も言っていなかったのですが、徐々に不満が表れてきました。下駄箱が使いづらい、大勢のお客さんが来た時に邪魔などなど。

そこで仕方なく、このミニベロは事務所に保管することにしました。自転車で遠出したいときには、自宅から３キロほど離れた事務所へ行く必要があります。

この３キロの距離が面倒なんですよね。目的地が事務所より自宅側なら一度事務所に行くってことが不毛に思えて仕方がない。でもって、一番致命的なのは、近所のお店に買い物に行くとき。

わざわざ事務所に寄るほどの距離じゃないし、かといって天気のいい日に近所に行くのに車を使うってのは、何か損した気になる。

ってわけで、去年新しい自転車を買いました。それがこれです。

ブリジストンのトランジットコンパクトってやつです。１０年ほど前に生産中止になったため、今は中古車市場でしか出回っていません。

これのいいところは、折りたためること。折りたたむとこんな感じです。

　折りたたんだ状態で自立します。この状態のままタイヤを転がして移動させることもできます。ネットで検索するとコアなファンがいるらしく、ギアを付けたり、ドロップハンドルにしたりと、カスタムしてる画像を見かけます。

　これを自宅において、事務所への往復や近所に買い物に行くのに利用しています。

　最初は利便性だけを期待して買ったのですが、乗ってみるとこの自転車は楽しい。ロードのミニベロとはまた違った乗り味で、カスタムしたくなるファンの気持ちがわかります。

　でも、楽しいだけです。早くはないです。一生懸命こいでもママチャリと同じくらいのスピードしか出ません。

　最近は、この自転車をいじるのが楽しいです。といっても、ハンドルグリップ、サドルやブレーキワイヤー等を交換するくらいの簡単な奴ですが、それが楽しいです。今までにはなかった自転車の楽しみ方に気が付きました。

　今まで以上に自転車が楽しくなってしまうと、今まで以上に働く気がなくなってしまいますよね。

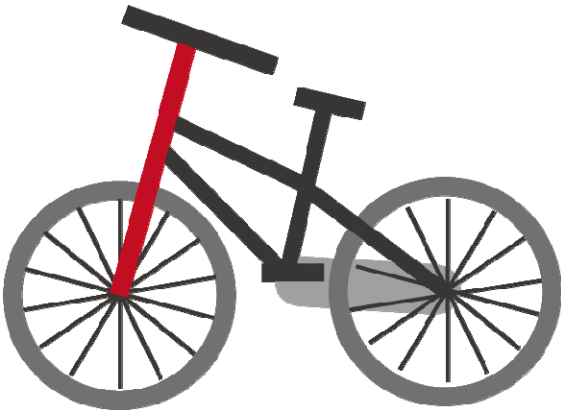

［男の手抜き料理　その３］

益本　納

お久しぶりの三回目です！今回はまたまた酒の肴（魚）でいきましょうか。

肉好きの方すみません。（前回、今度は「肉」でと予告してました）

準備さえできればスグできるし、器や添え物しだいでは立派な一品に見えて、しかも応用次第では料理の持ちネタが２～３品増えます。今回はこれでいきます。

用意していただくものはナマの「魚」、マグロのサクなんか理想的ですなぁ・・・

これを消しゴムか麻雀パイぐらいの大きさに（なんか例えが美味しくないなぁ）切っておきます。最近スーパーの鮮魚コーナーでお刺身のきれっぱしをパックにして売ってありますがそれなら簡単、切る手間も省けるし・・・

準備にかかりましょうか。あれば小さなボウル、無ければ若しくは出来たらそのまま豪快に食したい人はドンブリでもＯＫ！まずは調味液を作ります。調味料の分量は軽量カップで無くて結構、コップで大丈夫です。醤油２：日本酒１：みりん１：だし汁２（ダシの素を水で溶いたものでＯＫ）・・以上

これを混ぜあわせて、その液体の中にお魚の切り身を入れてラップして冷蔵庫へ・・以上

３０分もすれば出来上がりです。ドンブリの人はこれにワサビでも落としワシワシ食ってください。少し料理っぽく見せたいあなたは、小鉢に５～６切れを盛り、山芋（長芋）の摩り下ろし（山芋一本はもてあます方は、スーパーの冷凍食品コーナーで摩り下ろして小分けのパックにしたものを売ってますのでそれを使いましょう）を上からかけまわしてワサビをチョンで見た目も味もグレードアップします。

応用編

ゴマさば：さばの刺身を調味液の中に投入したら、その上からこれでもかというほどゴマを摩り下ろして入れます。すりゴマ器がない人はスーパーであらかじめ摺ってあるものが売ってあります。（間違ってもシメさばでやらないように・・合いません。）

鯛茶漬け：さばの刺身を鯛の刺身に代えるだけ。あとはあったかいご飯に乗せて焼き海苔を手で細かくちぎってふりかけ、ワサビを添えて熱いお茶またはだし汁（めんつゆ薄めたやつでもＯＫ！）をかけましょう。

マグロの漬け丼：調味液にマグロの刺身を投入し、よぉーく漬かったらドンブリにご飯をよそってその上にご飯が見えないようにお魚をきれいに重ね並べていきます。その上から先ほどマグロが漬かっておりました調味液をタラーッとかけまわし、大葉（青じそ）なんぞの細切りをちらしてワサビを添えたら完成です。

今回はこんな感じでおしまいです。次回も期待せずにお待ちください。

編集後記

先日、南区で行われた「穴掘り大会」に参加しました。

加瀬川の土手で、ひたすら穴を掘るという競技です。５人一組で、より深い穴を掘ったチームが優勝。

大人も子供も、汗びっしょりになって穴を掘り、土をかき出しました。

競技のあとは、南区特産の蓮根を使った焼きそば、アサリ汁が振る舞われました。

穴掘り大会なる競技が全国各地で行われていること。南区の特産が蓮根だということ。初めて知りました。

新しい年も楽しい発見、嬉しい発見がたくさんあることを願います。

（上田　乃梨子）

退任のご挨拶

熊本東南支部長 山内 悟司

Ｇｙｏｕｓｅｉｓｙｏｓｈｉ（行政書士）Ｆｉｒｓｔ

支部長に選任されてから、指定された期間を大過なく務めることができました。これは、一重に各理事の皆様・会員の皆様の温かいご支援・御協力を賜ったことによるものであります。心から御礼申し上げます。

就任時は、熊本東南支部の発足 3 年目であることから、山の高さに例えると、3776 メートル日本一の富士山に向けて進み、ゆくゆくは標高 8848 メートルの世界一のエベレストへと繋いでいきたいと目標を掲げていたところです。

前へ突き進む中、熊本地震が発生し、その山を気力・体力・知力・金力により乗り越えたところです。

会員の皆様におかれましては、今後とも、行政書士会の一つの塊として、街のよき相談者であると共に、経済的基盤を含め盤石なものとなるように復旧・復興へ進まれることを祈念します。有り難うございました。

副支部長　藤山義之

熊本東南支部が設立された平成２５年４月から第１期の副支部長を、引き続き平成２７年４月から第２期の副支部長を務めさせていただきました。

思えばあっという間の４年間でしたが、山内支部長をはじめ、理事５名のチームワークは第１期に引き続きいかんなく発揮され、メール配信、支部だよりの発行、東区役所・南区役所での無料相談会、市内３支部の合同研修会、合同懇親会を滞りなく実施することができました。

ただ、第１期の時にアンケートを取った結果、支部会員の親睦をより深める小旅行や、業務についての意見交換の機会を新たに設ける必要性があることは分かっているのですが、

各々の理事が日々の業務をこなしながら、新たに支部の行事を立ち上げることは相当の困難を伴うもので、実現には至りませんでした。その点は反省点ですが、次期の理事の皆さまへの引き継ぎ事項としたいと思います。

本号の記事にもあるように、合同研修会・懇親会は熱心な参加者で盛り上がり、ほとんど唯一の支部会員の交流の場としてとても大切な事業となっています。ただ、支部会員全体の数からすれば、参加者がもっと増えてほしいところではあります。東南支部は他士業と兼業されている会員の方が多く、支部活動にまで手が回らないということも一因とは思いますが、懇親会はともかく、研修会という実施形態そのものについては、今後の検討課題かもしれません。

ともあれ、2 年間、支部活動にご協力いただき本当にありがとうございました。

理事　川上 賢一

東南支部の理事を今期初めてつとめさせて頂いた川上と申します。

何もわからない状態で理事をひきうけた訳ですが、山内理事長を始め各理事の皆様、そして東南支部の会員の皆様に助けて頂き、いたらない点は多々あったとは思いますが、何とか 2 年間頑張ることが出来ました。

振り返ってみると、私自身は年間の行事を先輩理事に従って行っていただけでした。もう少し、積極的に提案等が出来れば良かったと考えております。

特に去年は熊本地震が発生し被災された会員が大勢いらっしゃいました。私自身消防団の活動で 2 週間位バタバタしていたのですが、会員の皆様の為何か出来ることがあったのではないかと反省しております。

長いようで短い 2 年間でしたが、会員の皆様のご理解とご協力により無事任期を終える事が出来ました。本当にありがとうございました。

理事　森田　勝彦

支部会員の皆さまにおかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２７年４月の定時総会におきまして、私は２期目の支部理事に選任していただき、１期目と同様、研修担当をさせていただきました。

中心となる業務は、毎年１０月の広報月間に開催する支部無料相談会と年に１度の支部研修会の企画・運営です。

無料相談会は例年東区役所と南区役所において１日ずつ開催しておりました。相談者も多かったため、区役所からは是非来年もやってほしいと、ありがたいお言葉もいただいておりました。

また、研修会におきましては、なかなか東南支部単独で実施することが難しく、熊本３支部での合同開催とさせていただきました。研修終了後は恒例の懇親会も行い、支部の隔たり無く交流の場を設けることができたと実感しております。

しかしながら、活動内容が物足りなかったと感じておられる方もいらっしゃるかもしれません。そのようなご意見は、支部活動計画をするにあたってとても貴重なご意見となります。より良い活動をするためにも是非ご意見を頂戴できれば幸いです。

最後になりましたが、２期４年間支部活動を支えていただき、本当にありがとうございました。

理事　上田　乃梨子

支部理事という大役を仰せつかり、2 年間、会計と支部だより編集を担当いたしました。

会計担当として、積極的な支部活動をもっと後押しできればよかったと感じています。

支部だよりの原稿依頼の際には、ご多忙にも関わらず快くご協力くださいました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。支部だよりの感想をお寄せいただくこともあり、編集担当として嬉しく思いました。支部だよりが支部会員の皆様の情報交換、交流の場の一端担うことが出来ていれば幸いです。

皆様のご協力に支えられ、無事に任期を終えることができます。ありがとうございました。

［東南支部からのご案内］

☆☆☆メール会員登録のお願い☆☆☆

熊本東南支部では、経費削減及び会員の利便性を高めるべく、メール(パソコン、スマートフォン及びタブレットで使用できるメールアドレス)による連絡文書及び「支部だより」の送信をしております。

文書の送信は、原則として **PDF ファイルを添付**する方法で行います。

※メールアドレスについては、許可なく上記目的以外に使用しないこと及び情報漏洩なきよう十分配慮いたします。

【登録方法】 お使いのメールソフトから、件名を「**メール会員登録希望**」とし、

①お名前　②事務所所在地　③電話番号

をご記入のうえ、下記の**熊本東南支部専用メールアドレスへ送信**をお願いいたします。なお、今後も紙ベースでの郵送をご希望の方には、従来どおり郵送いたしますが、支部運営の効率化を図るために、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

〈熊本東南支部専用メールアドレス〉

kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp

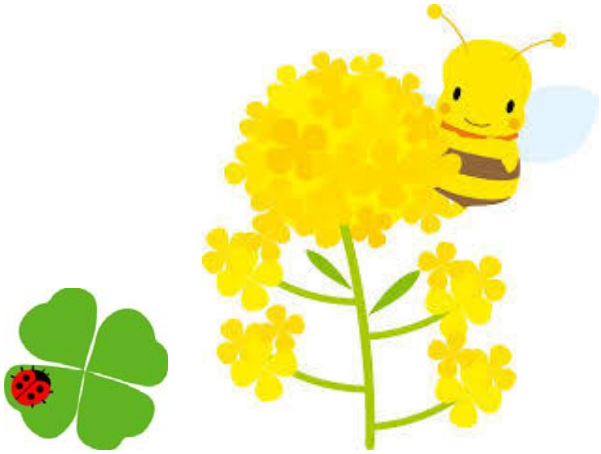

奥付

発行所　熊本県行政書士会

熊本東南支部

発行人　支部長　山内　悟司

編集人　副支部長　藤山　義之

編集長　上田　乃梨子

《ご意見・投稿のあて先》

〒８６２－０９０９

熊本市東区湖東２丁目１３番７号
藤山事務所

メール
kumamotoshibu@mail.goo.ne.jp

TEL　050-3602-5720

FAX　096-285-3615